

○広報・調査等交付金交付規則

制定 昭和49年11月29日 科学技術庁 告示第3号
通商産業省
最終改正 令和3年6月30日 文部科学省 告示第4号
経済産業省

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、広報対策交付金等交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第1条 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「令」という。）

第51条第1項第二号イ、ハ、ニ及びホに規定する交付金（以下「交付金」という。）

の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力発電施設 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「法」という。）第2条に規定する発電用施設（以下「発電用施設」という。）のうち原子力発電施設をいう。
- 二 原子力発電関連施設 発電用施設のうち原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設（以下「再処理施設」という。）その他の原子力発電と密接な関連を有する施設をいう。
- 三 原子力発電施設等 原子力発電施設及び原子力発電関連施設をいう。
- 四 事業所 1又は2以上の原子力発電施設等の設置の用に供される一の団地をいう。

- 五 広報・調査等事業 原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整に関する事業をいう。
- 六 原子力広報研修施設整備事業 原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及の用に供する施設（以下「原子力広報研修施設」という。）の整備に関する事業をいう。
- 七 温排水事前調査事業 原子力発電施設の周辺の水域における温度の分布及び温度変化の状況その他の事項の調査に関する事業であって、当該原子力発電施設の使用開始以前に行うものをいう。
- 八 温排水影響調査事業 原子力発電施設から排出される温水の当該原子力発電施設の周辺の水域における拡散の状況及び当該温水による当該水域における温度変化の状況その他の事項の調査に関する事業をいう。
- 九 温排水影響調査設備等整備事業 第七号及び第八号に規定する事業を行うために必要な設備及び備品の整備に関する事業をいう。
- 十 温排水影響調査等事業 温排水事前調査事業、温排水影響調査事業及び温排水影響調査設備等整備事業をいう。

（交付の対象）

第3条 所管大臣は、広報・調査等事業、原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査等事業に要する費用又は広報・調査等事業に要する費用に充てるための交付金の交付に要する費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に交付金を交付するものとする。

- 一 原子力発電施設等が設置され、又はその設置が予定されている都道府県（以下「所在都道府県」という。）が行う広報・調査等事業（次条第一号の算式により算定した金額のうち $(B \times 7 / 10 - C) \times 7 / 10$ に相当する金額については、当該所在都道府県の区域に含まれる第二号に定める所在市町村に係る第三号に定める隣接市町村等（当該都道府県の区域に含まれる市町村に限る。）が行う広報・調査等事業に対する補助を含む。）に係るもの 当該都道府県
- 二 原子力発電施設等が設置され、又はその設置が予定されている市町村（以下「所在市町村」という。）が行う広報・調査等事業に要する費用に充てるための交付金の交

付に係るもの 当該市町村をその区域に含む都道府県

三 所在市町村に隣接する市町村（法第4条第7項の規定による承認を受けた同条第1項前段に規定する整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては、同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。以下「隣接市町村等」という。）が行う広報・調査等事業に要する費用に充てるための交付金の交付に係るもの 当該隣接市町村等をその区域に含む都道府県

四 所在都道府県又は原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が設置するものを除く。）の設置（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。）がその区域内において見込まれる都道府県が行う原子力発電に関する知識の普及の用に供する施設の整備事業に係るもの又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「法人」という。）が原子力広報研修施設整備費補助金の交付を受けて既に所有する原子力広報研修施設の改修等の整備事業に係るもの 当該都道府県又は法人

五 原子力発電施設が設置され、又はその設置が予定されている都道府県又は隣接都道府県（令第51条第1項第二号に規定する所在都道府県に隣接する都道府県をいう。）が行う温排水影響調査等事業に係るもの 当該都道府県
(交付金の交付限度額等)

第4条 毎会計年度の交付金の交付限度額は、前条に定める者に対して、次の各号に掲げる事業の区分のうち該当するものに依り、それぞれ当該各号に定める額の合計額とし、前条に定める者は、交付限度額の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に該当する事業に任意の額を充当することができる。また、前条第一号、第二号及び第三号に掲げる事業については所管大臣が、前条第五号に掲げる事業のうち温排水事前調査事業については経済産業大臣が特に必要と認めるときは、当該各号の規定にかかわらず、別に当該所管大臣が定める金額を当該事業の額とすることができる。

一 前条第一号に掲げる事業 次の算式により算定して得た金額とする。

$$A + (B \times 7 / 10 - C) \times 7 / 10$$

Aは、所在都道府県の区域内の次条第1項第一号又は第二号に掲げる原子力発電施設等（当該会計年度が当該原子力発電施設等に係る次条第1項又は第4項に定める期間に含まれるものに限る。以下「第5条第1項施設」という。）であって、別表第1の上欄に掲げる使用を開始しているものの数等の区分及び同表の下欄に

掲げる使用を開始していないものの数の区分に応じ、同表に定める額

Bは、当該所在都道府県の区域に含まれる所在市町村について第二号本文の規定を適用して得た金額の合計額

Cは、当該所在都道府県の区域に含まれる所在市町村に係る隣接市町村等について第三号の規定を適用して得た金額の合計額

二 前条第二号に掲げる事業 所在市町村の区域内の次条第2項第一号又は第二号に掲げる原子力発電施設等（当該会計年度が当該原子力発電施設等に係る次条第2項又は第4項に定める期間に含まれるものに限る。以下「第5条第2項施設」という。）であって、別表第2の上欄に掲げる使用を開始しているものの数等の区分及び同表の下欄に掲げる使用を開始していないものの数の区分に応じ、同表に定める金額とする。ただし、第5条第2項施設であって当該施設の設置の工事が終了した日の属する会計年度の3年後の会計年度を超えて使用されているもの（以下「交付限度額補正対象施設」という。）がある場合にあつては、交付限度額補正対象施設の数、交付限度額補正対象施設を除く第5条第2項施設のうち、使用を開始しているものの数及び使用を開始していないものの数に応じ、別表第3に定める金額とする。

三 前条第三号に掲げる事業 所在市町村の区域内の次条第3項第一号又は第二号に掲げる原子力発電施設等（当該会計年度が当該原子力施設等に係る次条第3項又は第4項に定める期間に含まれるものに限る。以下「第5条第3項施設」という。）であつて、別表第4の上欄に掲げる使用を開始しているものの数等の区分及び同表の下欄に掲げる使用を開始していないものの数の区分に応じ、同表に定める金額とする。

四 前条第四号に掲げる事業 1の原子力広報研修施設につき毎会計年度3億8千918万3千円とする。

五 前条第五号に掲げる事業 1の都道府県に係る1の事業所（2以上の事業所が近接している場合において、経済産業大臣が温排水影響調査上一体として取り扱って差し支えないと認めたときは、当該2以上の事業所を1の事業所とみなす。以下同じ。）に関するものは、次のイからニまでに掲げる事業の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とする。ただし、1の事業所について同一会計年度にイ及びロに掲げる事業を実施する場合にあつては、当該会計年度において1の都道府県に係る当該事業所に関する当該事業に係る金額の合計額は、500万円とする。また、1の都道府県に係る2以上の事業所に関するものは、当該事業所のうち1の事業所に限り次のイからニまでの

規定を適用するものとし、それ以外の事業所に関しては、イ及びロの規定中「500万円」とあるのは「375万円」と、ハの規定中「700万円」とあるのは「350万円」と、ニの規定中「500万円」とあるのは「250万円」と読み替えて当該規定を準用するものとする。

イ 次条第6項第一号に掲げる事業 500万円

ロ 次条第6項第二号に掲げる事業 500万円

ハ 次条第6項第三号に掲げる事業のうち設備等新設期間に係るもの 700万円

ニ 次条第6項第三号に掲げる事業のうち設備等更新期間に係るもの 500万円

(交付金の交付期間)

第5条 第3条第一号に掲げる事業に係る交付金は、次の各号に掲げる原子力発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 1の事業所における原子力発電施設であって、使用を終了していないもののうち電気事業法（昭和39年法律第170号）第29条第1項の規定による電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）に最も早く掲げられた原子力発電施設（2以上の原子力発電施設が同時に掲げられた場合にあつては、最も早く使用を開始することとされている原子力発電施設）当該原子力発電施設が供給計画に初めて掲げられた年度（以下「供給計画の初年度」という。）の開始の日から当該原子力発電施設の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間。ただし、当該原子力発電施設の供給計画の初年度の3年後の会計年度の末日までの間に重要電源開発地点の指定に関する規程（平成17年経済産業省告示第31号。以下「規程」という。）第4条第6項の規定に基づき当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合は、供給計画の初年度の4年後の会計年度の開始の日から当該事項が公表される日の属する会計年度の前年度の末日までの期間（以下この条において「停止期間」という。）を除く。

二 1の事業所において、原子力発電関連施設又は機構が設置する原子力発電施設（以下この条において「原子力発電関連施設等」という。）が設置され、又は設置が予定されている都道府県であつて第6条の申請をしようとする者が様式第1により当該原子力発電関連施設等の設置に関する計画が確実である旨の届出書を所管大臣に提出し、所管大臣がその内容を妥当なものとして認めた原子力発電関連施設等であつて、使用を終了していないもののうち所管大臣が認めた日が最も早い原子力発電関連施設

等 当該所管大臣が当該原子力関連施設等に係る届出書の内容を妥当なものとして認めた日の属する会計年度の開始の日から当該原子力発電関連施設等の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

2 第3条第二号に掲げる事業に係る交付金は、次の各号に掲げる原子力発電施設等に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 原子力発電施設 供給計画の初年度の開始の日から当該原子力発電施設の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間。ただし、当該原子力発電施設の供給計画の初年度の3年後の会計年度の末日までの間に規程第4条第6項の規定に基づき当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合は、停止期間を除く。

二 原子力発電関連施設等 当該原子力発電関連施設等の所管大臣が当該原子力発電施設等の設置に関する計画が確実である旨の届出書の内容を妥当なものとして認めた日の属する会計年度の開始の日から当該原子力発電関連施設等の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

3 第3条第三号に掲げる事業に係る交付金は、次の各号に掲げる原子力発電施設等に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 原子力発電施設 供給計画の初年度の開始の日から当該原子力発電施設の設置の工事が終了する日の属する会計年度の3年後の会計年度の末日までの期間。ただし、当該原子力発電施設の供給計画の初年度の3年後の会計年度の末日までの間に規程第4条第6項の規定に基づき当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合は、停止期間を除く。

二 原子力発電関連施設等 当該原子力発電関連施設等の所管大臣が当該原子力発電関連施設等の設置に関する計画が確実である旨の届出書の内容を妥当なものとして認めた日の属する会計年度の開始の日から当該原子力発電施設等の設置の工事が終了する日の属する会計年度の3年後の会計年度の末日までの期間

4 第1項第一号、第2項第一号及び前項第一号に規定する停止期間に含まれる1の会計年度において所管大臣が特に必要と認めるときは、当該会計年度の開始の日から1年間を交付期間とする。

5 第3条第四号に掲げる事業に係る交付金は、次の各号に掲げる原子力発電施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。

一 原子力発電施設 当該原子力発電施設の設置が電気の安定供給の確保のため特に重

要なものとして指定された日の属する会計年度の開始の日又は供給計画の初年度の開始の日のいずれか早い日から当該原子力発電施設の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

二 原子力発電関連施設等 当該原子力発電関連施設等の所管大臣が当該原子力発電施設等の設置に関する計画が確実である旨の届出書の内容を妥当なものとして認めた日の属する会計年度の開始の日から当該原子力発電関連施設等の使用を終了した日の属する会計年度の末日までの期間

6 第3条第五号に掲げる事業に係る交付金のうち1の事業所に係るものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。ただし、第3条第五号に掲げる事業のうち温排水事前調査事業に係るものについては、経済産業大臣が特に必要と認めるときは、第一号の規定にかかわらず別に経済産業大臣が定める期間を当該事業に係る交付金の交付期間とすることができる。

一 温排水事前調査事業 原子力発電施設の使用開始予定時期（1の事業所において2以上の原子力発電施設が設置される場合にあつては、当該2以上の原子力発電施設の使用開始予定時期のうち最も早いもの。以下同じ。）の属する会計年度（以下「基準会計年度」という。）の2年前の会計年度の開始の日から当該発電施設の使用が開始された日（1の事業所において2以上の原子力発電施設が設置される場合にあつては、当該2以上の原子力発電施設の使用が開始された日のうち最も早いもの。以下同じ。）の属する会計年度の末日までの期間。ただし、当該期間が3年を超える場合にあつては、基準会計年度の2年前の会計年度の開始の日から3年間とする。

二 温排水影響調査事業 1の原子力発電施設ごとにそれぞれ当該原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度の開始の日から10年間

三 温排水影響調査設備等整備事業 基準会計年度の4年前の会計年度の開始の日から2年間（経済産業大臣がやむを得ないと認める場合は、4年間。以下「設備等新設期間」という。）及び基準会計年度の翌年度の開始の日から2年間（以下「設備等更新期間」という。）

（交付金の交付申請）

第6条 交付金の交付の申請をしようとする都道府県又は法人（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から5月31日まで又は10月16日から10月31日（所管大臣が特に必要と認める場合は、所管大臣が別に定める期間）までの間に、様式第2による申

請書に様式第3による交付金事業概要説明書を添え、所管大臣に提出しなければならない。

2 交付金の交付の申請をしようとする都道府県は、第4条第二号に掲げる事業について申請する場合には、所在市町村との協議を踏まえて申請を行うものとする。

3 申請者は、第1項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 所管大臣は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその内容及びこれに付した条件を、これらに記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、90日とする。

3 第1項の交付金の交付決定の内容には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費目ごとの経費を含むものとする。

一 広報・調査等事業

イ 調査費

ロ 一般事務費

二 原子力広報研修施設整備事業

イ 施設整備費

ロ 設備備品整備費

ハ 附帯雑費

三 温排水影響調査等事業

イ 設備費（機械器具費を含む。）

ロ 調査費

ハ 附帯雑費

4 所管大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 所管大臣は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるものは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、前条の規定による通知のあつた日から15日以内に、様式第4による届出書を所管大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 所管大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第7条第3項各号の経費の配分の変更(2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。)をしようとするときは、所管大臣の承認を受けるべきこと。

二 第7条第1項の決定に係る事業(以下「交付金事業」という。)の実施に関し契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするとき(第3条第二号に掲げる事業に係るものについては、関係する所在市町村との協議後)は、所管大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、所管大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所管大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(状況報告)

第10条 第7条第1項の決定を受けた者（以下「交付金事業者」という。）は、毎四半期（第4・四半期を除く。）終了後20日以内に前期における交付金事業の実施状況に関し、様式第5による交付金事業進行状況報告書を所管大臣に提出しなければならない。ただし、当該四半期に交付金事業を完了し、又は廃止した交付金事業者については、この限りでない。

(実績報告等)

第11条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第9条第4号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から1月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日）までに、様式第6による実績報告書を所管大臣に提出しなければならない。ただし、概算払により、交付決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の日から60日を経過する日までとする。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たっては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、様式第六の二による評価報告書を所管大臣に提出しなければならない。ただし、所管大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により所管大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 所管大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第12条 所管大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者に通知するものとする。

2 所管大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合

において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定による命令をする場合における交付金の返還の期限（以下この項において「返還の期限」という。）は、同項の規定による命令の日から20日以内で所管大臣が定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から90日以内において所管大臣が返還の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを前項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5 所管大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

- 一 交付金事業の名称
- 二 交付金事業の実施場所
- 三 交付金事業の概要
- 四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第13条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7により速やかに所管大臣に報告しなければならない。

2 所管大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し）

第14条 所管大臣は、次の各号の一に該当するときは、第7条第1項の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 交付金事業者が第9条の規定により付された条件に違反した場合
- 二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三 交付金事業者が第10条、第11条及び次条の規定に違反した場合

四 前3号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく所管大臣の処分に違反した場合

五 当該発電用施設の設置の工事又は使用が中止又は廃止された場合
(財産処分の制限)

第15条 交付金事業者は、交付金事業により取得した設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第8による申請書を所管大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、所管大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第16条 交付金は、第12条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払をうけようとするときは、様式第9による交付金支払請求書を所管大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第17条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(交付金調書)

第18条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第10による交付金調書を作成しておかななければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 申請者又は交付金事業者は、第5条第1項第二号の規定に基づく届出、第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第9条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第10条の規定に基づく状況の報告、第11条

第1項の規定に基づく実績の報告、同条第3項の規定に基づく評価の報告、第13条第1項の規定に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告、第15条の規定に基づく財産処分の承認の申請又は第16条第2項の規定に基づく支払の請求を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき所管大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第20条 所管大臣は、第7条第1項の規定に基づく通知、第9条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第5項の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第十三条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第13条第2項の規定に基づく返還命令、第14条の規定に基づく取消し又は第15条の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（所管大臣）

第21条 この規則における所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 機構が設置する原子力発電施設等であって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第17条第1項第一号、第二号若しくは第三号イ、ロ若しくはハ若しくは原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成10年法律第62号）による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和42年法律第73号）第23条第1項第一号若しくは第二号（新型転換炉に係る部分に限る。）若しくは第四号に掲げる業務又はこれらに附帯する業務に係るものに係る交付金（温排水影響調査等事業に係るものを除く。）に関する事項については、
文部科学大臣
- 二 原子力発電施設等であって前号以外のものに係る交付金に関する事項については、
経済産業大臣

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 昭和49年10月1日において既に使用を開始している原子力発電施設等に係る事業所に係る広報対策交付金については、第5条の規定にかかわらず、昭和49年10月1日から昭和53年3月31日までの期間に限り交付するものとする。
- 3 昭和49年10月1日において現に設置の工事が行われている原子力発電施設等に係る

る事業所に係る広報対策交付金については、第5条中「公表日」及び「認定日」とあるのは「昭和49年10月1日」と読み替えるものとする。

4 昭和49年度予算に係る広報対策交付金については、第4条第一号中「1000万円」とあるのは「500万円」と「1500万円」とあるのは「750万円」と読み替えるものとする。

5 昭和49年度予算に係る交付金については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「昭和49年12月1日から昭和50年1月31日まで」と読み替えるものとする。

6 東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機から第6号機までについては、当分の間、第5条第1項第一号、同条第2項第一号、同条第3項第一号及び同条第5項第一号の規定にかかわらず、当該施設の使用を終了した日の属する会計年度の翌年度以後の期間においても、第3条第一号、第二号及び第四号に掲げる事業に係る交付金を交付するものとする。この場合において、当該施設は、第4条第一号及び第二号並びに別表第1から別表第3までに規定する使用を開始している原子力発電施設とみなす。

附 則（昭和50年10月15日科学技術庁・通商産業省告示第1号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年8月19日から適用する。

附 則（昭和52年10月28日科学技術庁・通商産業省告示第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 原子力発電施設であって、昭和52年度以前の年度を初年度とする施設計画においてこれに関する事項が記載されているものについては、昭和52年度を改正後の第5条に規定する施設計画の初年度とみなす。

附 則（昭和53年8月29日科学技術庁・通商産業省告示第4号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

2 原子力発電施設であって、昭和52年度以前の年度を初年度とする施設計画においてこれに関する事項が記載されているものについては、昭和52年度を改正後の第5条第1号に規定する施設計画の初年度とみなす。

附 則（昭和54年10月30日科学技術庁・通商産業省告示第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年9月29日科学技術庁・通商産業省告示第2号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、昭和55年4月1日から適用する。

2 昭和55年度予算に係る広報・安全等対策交付金については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「昭和55年10月1日から昭和55年11月30日まで」とする。

附 則（昭和56年10月9日科学技術庁・通商産業省告示第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年5月25日科学技術庁・通商産業省告示第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年5月28日科学技術庁・通商産業省告示第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年11月15日科学技術庁・通商産業省告示第5号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、昭和60年8月19日から適用する。

2 昭和60年度予算に係る広報・安全等対策交付金については、第6条中「10月16日から10月31日まで」とあるのは「昭和60年10月16日から昭和60年11月20日まで」とする。

附 則（平成元年7月4日科学技術庁・通商産業省告示第7号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、平成元年4月1日から適用する。

2 平成元年度予算に係る広報・安全等対策交付金の交付の申請については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「平成元年5月16日から平成元年7月10日まで又は平成元年10月16日から平成元年10月31日まで」とする。

附 則（平成5年8月5日科学技術庁・通商産業省告示第4号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

- 2 平成5年度予算に係る広報・安全等対策交付金の交付申請については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「平成5年5月16日から平成5年8月13日まで又は平成5年10月16日から平成5年10月31日まで」とする。

附 則（平成6年9月7日科学技術庁・通商産業省告示第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月15日科学技術庁・通商産業省告示第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年度予算に係る広報・安全等対策交付金については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「平成9年5月16日から平成9年7月22日まで又は平成9年10月16日から平成9年10月31日まで」とする。

附 則（平成10年10月2日科学技術庁・通商産業省告示第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則の規定は、平成10年10月1日から適用する。

附 則（平成11年12月10日科学技術庁・通商産業省告示第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年度予算から適用する。
- 2 平成11年度予算に係る広報・安全等対策交付金については、第6条中「毎年5月16日から5月31日まで又は10月16日から10月31日まで」とあるのは「平成11年12月10日から平成12年1月14日まで」とする。
- 3 温排水影響調査交付金交付規則（昭和49年通商産業省告示第479号）及び原子力広報研修施設整備費補助金交付要綱（昭和57年2月8日付け56資庁第12851号及び昭和60年3月30日付け60原（特会）第129号）は廃止する。ただし、平成10年度以前に当該交付規則又は当該交付要綱に基づき交付の決定を受けた交付金又は補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日科学技術庁・通商産業省告示第15号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年9月30日文部科学省・経済産業省告示第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日 文部科学省・経済産業省 告示第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 2 日 文部科学省・経済産業省 告示第 13 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日 文部科学省・経済産業省 告示第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年度予算から適用する。ただし、第 12 条及び第 13 条の改正規定は、公布の日から適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日 文部科学省・経済産業省 告示第 6 号）

1 この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成 24 年 9 月 19 日）から施行する。

2 平成 24 年度において、この規則による改正前の広報・安全等対策交付金交付規則（昭和 49 年 科学技術庁・通商産業省 告示第 4 号）に基づいて行われた交付金の交付の申請及び交付の決定は、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則に基づいて行われた交付金の申請及び交付の決定とみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 文部科学省・経済産業省 告示第 1 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 22 日 文部科学省・経済産業省 告示第 2 号）

この告示は、平成 26 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 文部科学省・経済産業省 告示第 2 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 文部科学省・経済産業省 告示第 1 号）

この告示は、平成 28 年 3 月 29 日から施行し、平成 27 年度から適用する。ただし、様式第 3 の改正規定については、平成 28 年度から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日 文部科学省・経済産業省 告示第 3 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省・経済産業省 告示第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日 文部科学省・経済産業省 告示第 7 号）

この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年 法律第 63 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日 文部科学省・経済産業省 告示第 1 号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
 - 1 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 3 0 日 文部科学省・経済産業省 告示第 4 号）

この規則は、令和 3 年 6 月 3 0 日から施行する。

別表第1（第4条第一号関係）

第5条第1項施設 であって、使用を 開始しているもの の数等		0		1	2	3以上
		規程第4条第6 項の規定に基づ く当該原子力発 電施設に関する 事項の公表がな されていないも のがある場合	その他の場合			
第5条第 1項施設 であって、 使用を開 始してい ないもの の数	0			2,400万円	3,300万円	4,200万円
	1	2,400万円	1,800万円	3,300万円	4,200万円	4,200万円
	2	3,300万円	2,700万円	4,200万円	4,200万円	4,200万円
	3以上	4,200万円	2,700万円	4,200万円	4,200万円	4,200万円

別表第2（第4条第二号関係）

第5条第2項施設 であって、使用を 開始しているもの の数等		0		1	2	3以上
		規程第4条第6 項の規定に基づ く当該原子力発 電施設に関する 事項の公表がな されていないも のがある場合	その他の場合			
第5条第 2項施設 であって、 使用を開 始してい ないもの の数	0			1,800万円	2,250万円	2,700万円
	1	1,800万円	900万円	2,250万円	2,700万円	2,700万円
	2	2,250万円	1,350万円	2,700万円	2,700万円	2,700万円
	3以上	2,700万円	1,350万円	2,700万円	2,700万円	2,700万円

別表第3（第4条第二号ただし書関係）

第5条第2項施設であって、使用を開始しているものの数等	交付限度額補正対象施設以外のものの数	0			1		2以上
	交付限度額補正対象施設の数	1	2	3以上	1	2以上	1以上
第5条第2項施設であって、使用を開始していないものの数	0	1,260万円	1,575万円	1,890万円	2,115万円	2,430万円	2,565万円
	1	1,845万円	2,160万円	2,160万円	2,565万円	2,565万円	2,700万円
	2以上	2,295万円	2,295万円	2,295万円	2,700万円	2,700万円	2,700万円

別表第4（第4条第三号関係）

第5条第3項施設 であって、使用を 開始しているもの の数等		0		1	2	3以上
		規程第4条第6項 の規定に基づく当 該原子力発電施設 に関する事項の公 表がなされていな いものがある場合	その他の場合			
第5条第 3項施設 であって、 使用を開 始してい ないもの の数	0			1,260万円	1,575万円	1,890万円
	1	1,260万円	630万円	1,575万円	1,890万円	1,890万円
	2	1,575万円	945万円	1,890万円	1,890万円	1,890万円
	3以上	1,890万円	945万円	1,890万円	1,890万円	1,890万円

原型炉等設置計画確認届出書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体の名称及びその長の氏名

広報・調査等交付金交付規則第 5 条の規定により、原型炉及び原子力発電関連施設の設置に関する計画が確実であると認められるので、その旨下記の資料を添え届け出ます。

記

- 1 設置が予定されている施設の名称及びその概要
- 2 設置が予定されている施設の設置予定地点
- 3 設定が予定されている施設の着工及び使用開始の予定時期
- 4 その計画が確実であると判断した理由
- 5 添付資料 設置が予定されている者の提出する施設の設置計画書

(注) (1) 広報・調査等事業又は原子力広報研修施設事業を行う都道府県のみ提出すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

広報・調査等交付金交付申請書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

広報・調査等交付金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、上記交付金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付金事業の内容
- 2 交付金事業の事業主体
- 3 交付金事業に要する経費
- 4 交付を受けようとする額
- 5 交付金事業の開始及び終了予定日

(注) (1) 該当する事業ごとに記載すること。

(2) 3 及び 4 については、該当する事業ごとの金額及びその合計額を記載すること。

(3) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

(4) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

様式第 3

交付金事業概要説明書

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

- 1 交付金事業の名称及びその内容
- 2 施設等の規模（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）
- 3 交付金事業の実施場所
- 4 交付金事業の着手（予定）年月日及び完成又は終了（予定）年月日
- 5 交付金事業の直営、請負の別
- 6 施設の利用開始（予定）年月日（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）
- 7 添付資料（イ及びロについては、原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）
 - イ 交付金事業の実施場所の付近見取図
 - ロ 施設等の配置図、平面図、立面図等
 - ハ 事業を行うことが必要な理由、現状及び問題点並びに期待される効果が確認できるもの

(注) (1) 該当する事業ごとに作成すること。ただし、広報・調査等事業については実施主体ごとに作成すること。

(2) 事業に要する経費については別紙 1 により記載すること。

(3) 温排水影響調査等事業を実施しようとする都道府県は、別紙 2 の原子力発電施設概要説明書を提出すること。

(4) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

(5) ハについては、

(イ) 様式第 6 の 2 を用いて作成すること。

(ロ) 同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

別紙 1

交付金事業に要する経費内訳書

・ 広報・調査等事業

(1) 調査費

(単位：円)

種 別	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費				
自 己 資 金				
そ の 他				
合 計				

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

・ 原子力広報研修施設整備事業

(1) 施設整備事業

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

(2) 設備備品整備費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

(3) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

- ・ 温排水影響調査等事業（温排水影響調査設備等整備事業、温排水事前調査事業及び温排水影響調査事業）

(1) 整備費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

(2) 調査費

(単位：円)

種 別	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費				
そ の 他				
合 計				

(3) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

(注) (1) 該当する事業についてのみ作成すること。

(2) 温排水影響調査等事業については事業ごとに分けて記載すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

別紙 2

原子力発電施設概要説明書

事業所名	発電所名	都道府県名	市町村名	最大出力(MW)	炉型式	総工事費(百万円)	着工予定時期(年月)	使用開始予定時期(年月)	完成予定時期(年月)	計画決定審議会開催時期(年月)

- (注) (1) 温排水影響調査等事業を実施しようとする都道府県のみ提出すること。
 (2) 原子力発電施設を設置しようとする者の提出する施設の設置計画書を添付すること。
 (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第 4

広報・調査等交付金交付申請取下届出書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、広報・調査等交付金交付規則第 8 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

様式第 5

平成 年度広報・調査等交付金事業進行状況報告書
 (第 ・四半期)

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた広報・
 調査等交付金に関し、広報・調査等交付金交付規則第 10 条の規定により 年度広報・
 調査等交付金事業第 ・四半期の進行状況を下記のとおり報告します。

記

事業名	費 目	本年度	前期まで	今期の	今期まで	進 行 率	摘 要
		計画額 ①	の実施額 ②	の実施額 ③	の実施額 ②+③	$\frac{②+③}{①}$ %	

(注) (1) 摘要の欄には、今期の具体的内容を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

広報・調査等交付金事業実績報告書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金に係る交付金事業 $\left(\begin{array}{l} \text{は} \\ \text{の} \end{array} \right.$ 年 月 日をもって終了（廃止）しましたので $\left. \begin{array}{l} \text{の} \\ \text{年度における実績について} \end{array} \right)$

広報・調査等交付金交付規則第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の実施状況

(1) 交付金事業の名称及びその内容

(2) 施設等の規模（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）

(3) 交付金事業の実施場所（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）

(4) 交付金事業の着手年月日及び完成又は終了年月日

(5) 施設等の利用開始年月日（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）

(6) 交付金事業収支状況（費目別内訳は別紙）

ロ 交付金充当額 円（交付決定額 円）

(7) 添付書類

- イ 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は支払領収書の写し
- ロ 施設等の配置図、平面図、立面図等（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）
- ハ 施設等内外の主要部分の写真（原子力広報研修施設整備事業及び温排水影響調査設備等整備事業のみ記載）

2 財産一覧表

広報・調査等交付金交付規則第15条の財産は、次のとおりである。

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	引取 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考
広報・調査等事業 計									
原子力広報研修施設整備事業 計									
温排水影響調査等事業 計									
合 計									

(注) (1) 該当する事業ごとに作成すること。ただし、広報・調査等事業については、該当する事業及び実施主体ごとに作成すること。

(2) 1 交付金事業の実施状況(6)の交付金事業収支状況及び費目別内訳書の予算額は、交付決定通知書に記載された交付金事業に要する経費とする。

(3) 費目別内訳書の備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

(4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

別紙

費目別内訳書

・広報・調査等事業

(1) 調査費

(単位：円)

種別	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
					予算額	決算額					
						支払済額	支払義務額				
計											

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

・原子力広報研修施設整備事業

(1) 施設整備費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

(2) 設備備品整備費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支払済額	支払義務額				
計												

(3) 附帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支済額	支払義務額				
計												

・温排水影響調査等事業（温排水影響調査設備等整備事業、温排水事前調査事業及び温排水影響調査事業）

(1) 設備費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支済額	支払義務額				
計												

(2) 調査費

(単位：円)

種別	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
					予算額	決算額					
						支済額	支払義務額				
計											

(3) 附帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額			引取年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						予算額	決算額					
							支済額	支払義務額				
計												

年度広報・調査等交付金事業評価報告書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金に係る交付金事業の成果の評価について広報・調査等交付金交付規則第 11 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

（注）（１）別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間 接交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備 考

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じて欄を設けること。

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称			
交付金事業者名又は間接交付金事業者名				
交付金事業実施場所				
交付金事業の概要				
総事業費			交付金充当額	
			うち文部科学省分	-----
			うち経済産業省分	-----
交付金事業の成果目 標				
交付金事業の成果指 標				
交付金事業の成果及 び評価				
交付金事業の契約の概要				
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無				

- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
 (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 (3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。
 (4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
 (5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
 (6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要

に応じ欄を設けること。

- (7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。

様式第 7

広報・調査等交付金消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

広報・調査等交付金交付規則第 13 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 交付金額（交付規則第 12 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2 | 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）（1）該当する事業ごとの金額及びその合計額を記載すること。

（2）別紙として積算の内訳を添付すること。

（3）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

様式第 8

広報・調査等交付金事業財産処分承認申請書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた広報・調査等交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、広報・調査等交付金交付規則第 15 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及び理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）（1）財産の名称欄には各財産ごとに事業名を（ ）書きで記載すること。

（2）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。

（3）用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

様式第9

広報・調査等交付金支払請求書

年 月 日

殿

住所

地方公共団体又は法人の名称及びその長の氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた広報・調査等交付金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、広報・調査等交付金交付規則第16条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 金 円也

2 その請求額の内訳

(精算払の場合)

広報・調査等交付金精算払請求額内訳書

(単位：円)

事業名及び費目	交付決定額	確定額 ①	概算金受領額 ②	差引請求額 ①-②
広報・調査等事業 調査費 一般事務費 計				
原子力広報研修施設整備事業 施設整備費 設備備品整備費 附帯雑費 計				
温排水影響調査等事業 設備費 調査費 附帯雑費 計				
合 計				

(概算払の場合)

広報・調査等交付金概算払請求額内訳書

(単位：円)

費 目	交付決定		前回までの		今回対象の			支出済 交付金 額 ④	請求額 ①+②+ ③-④
	交付対 象費用	交付金 の額	支 出 費 用	所 要 交付金 ①	支 出 費 用	所要交付金 (実績) ②	所要交付金 (見込) ③		
広報・調査等事業 調査費 一般事務費 計 原子力広報研修施設整 備事業 施設整備費 設備備品整備費 附帯雑費 計 温排水影響調査等事業 設備費 調査費 附帯雑費 計									
合 計									

(注) (1) 該当する事業についてのみ記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第 10

年度広報・調査等交付金調書

地方公共団体又は法人の名称 _____

交付金事業の名称 _____

国		地方公共団体又は法人										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出								
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額		

(注) (1) 該当する事業ごとに作成すること。ただし、広報・調査等事業については実施主体ごとに作成すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、縦位置とすること。